○農林水産省告示第千四百九十七号

平成十八年三月三十一日農林水産省告示第五百五号（みなみまぐろの年間の漁獲量の限度の割当ての基準を定める件）第二号の規定に基づき、平成二十八年一月十九日農林水産省告示第七十六号（平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間のみなみまぐろの漁獲量の限度の合計の上限を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月二十二日

農林水産大臣　森山　裕

「四千七百三十七トン」を「四千七百八十六トン」に改める。

○経済産業省告示第二百四号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第四十九号）附則第九条の規定に基づき、回避可能費用単価等を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月二十二日

経済産業大臣　林　幹雄

第四条第一項第一号の表沖縄電力株式会社の項中「八・一九円」を「八・二四円」に改め、同条第二項第一号の表沖縄電力株式会社の項中「九・二八円」を「九・三三円」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十八年八月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

○千葉県公安委員会告示第九十三号

次の指定暴力団につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月二十二日

千葉県公安委員会委員長　岩沼　静枝

指定暴力団

平成二十五年十二月十日千葉県公安委員会告示第百五十七号に係る指定番号四四一三―一の指定暴力団（双愛会）

変更前

一　代表する者の氏名　塩島正則

二　代表する者の住所　神奈川県横浜市磯子区磯子六丁目二十四番七号

変更後

一　代表する者の氏名　椎塚　宣

二　代表する者の住所　千葉県香取郡多古町多古三百七十三番地三

○兵庫県公安委員会告示第二百二十三号

次の指定暴力団につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月二十二日

兵庫県公安委員会委員長　辰馬　章夫

指定暴力団

平成二十八年四月十五日兵庫県公安委員会告示第百十七号に係る指定番号六三一六―一の指定暴力団（神戸山口組）

変更前

代表する者の住所　兵庫県神戸市中央区花隈町二十六番十四号

変更後

代表する者の住所　兵庫県神戸市北区鈴蘭台東町九丁目十五番九号

人事異動

内閣

○国土交通大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

（国土交通大臣石井啓一海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣に指定する）

同　岩城　光英

（国家公安委員会委員長河野太郎海外出張不在中国家公安委員会委員長事務代理を命ずる）

同　岩城　光英

（内閣府特命担当大臣河野太郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当、規制改革担当及び防災担当）事務代理を命ずる）

長嶺　安政　好井　正信　牧内　博幸

伊藤　伸彰　勝亦　孝彦　黒木　大輔

（特命全権大使に任命する（各通））

特命全権大使

小池　孝行

（願に依り本官を免ずる）

木澤　克之

（最高裁判所判事に任命する（以上七月十九日））

○厚生労働大臣臨時代理

国務大臣

加藤　勝信

（厚生労働大臣塩崎恭久海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣に指定する（七月二十日））

法務省

（東京地方検察庁検事）検事　片山　真人

（法務事務官（法務省大臣官房秘書課付）に併任する）

（同）同　渡邊　ゆり

（法務省民事局民事第一課長に充てる）

（千葉地方検察庁松戸支部検事）

同　吉野　秀保

（東京地方検察庁検事に配置換する）

（法務事務官（法務省民事局付）に併任する）

（東京地方検察庁検事）同　松村　香

（法務事務官（法務省刑事局付）に併任する）

（千葉地方検察庁検事）同　今井　將人

（同）同　内田　雅人

（大阪地方検察庁検事）同　中西　恭祐

（東京地方検察庁検事に配置換する）

（法務事務官（法務省刑事局付）に併任する（各通））

（東京高等検察庁検事法務省民事局民事第一課長）同　山崎　耕史

（法務省民事局民事第一課長に充てることを解く）

（東京地方検察庁検事兼法務省大臣官房秘書課付）検事兼法務事務官　小玉　大輔

（法務事務官（法務省大臣官房秘書課付）の併任を解除する）

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）同　岡田志乃布

（同）同　今井　誠

（法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する）

（各通）

（東京地方検察庁立川支部検事）

検事　煙山　明

（東京地方検察庁立川支部勤務を免ずる）

（さいたま地方検察庁越谷支部検事）同　大西　勝

（東京地方検察庁検事に配置換する）

（東京地方検察庁検事兼法務省民事局付）検事兼法務事務官（法務省民事局付）の併任を解除する）

（東京地方検察庁検事）検事　田村　太郎

（東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる）

（同）同　新井　吐夢

（さいたま地方検察庁検事に配置換する）

（さいたま地方検察庁越谷支部勤務を命ずる）

（同）同　武田　和寿

（静岡地方検察庁検事に配置換する）

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　岡部　正樹

（同）同　小池　忠太

（同）同　德永　国大

（外務省に出向させる）

（法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する）

（各通）

（東京高等検察庁検事）検事　鈴木　亨

（辞職を承認する（以上七月十五日））

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　山口　崇

（千葉地方検察庁検事に配置換する）

（千葉地方検察庁松戸支部勤務を命ずる）

（法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する）

（七月十七日）

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　北村　裕介

（同）同　土屋美奈江

（外務省に出向させる）

（法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する）

（各通）（七月十九日）

皇室事項

信任状捧呈式

七月二十日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在チャド国特命全権大使アハメッド・スンギの信任状捧呈式を行われた。

七月二十日午前十一時、宮中において、初代本邦駐在モンテネグロ国特命全権大使ヨバン・ミルコビッチの信任状捧呈式を行われた。

認証官任命式

七月十九日午後四時三十分、宮中において、特命全権大使長嶺安政、同好井正信、同牧内博幸、同伊藤伸彰、同勝亦孝彦、同黒木大輔及び最高裁判所判事木澤克之の認証官任命式が行われた。

御答信

天皇陛下から五月二十五日ジョージア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、六月二十日御答信があった。

天皇陛下から五月二十七日アゼルバイジャン国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、六月二十四日御答信があった。

天皇陛下から四月二十六日オランダ国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、六月三十日御答信があった。

御答電

天皇陛下から六月八日タイ国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、同月二十八日御答電があった。